


所管部課	企画財政部 行政管理課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市手数料条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正される。このことに伴い、住民票の写し（広域交付用）へ個人番号を記載することに関し、東大和市手数料条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号様式（住民票の写し（広域交付用）交付請求書）中、「記載事項の選択」について、個人番号のチェック欄を加える。 ・併せて、「本人確認欄」を空欄とし、空欄については別途内規で定めるものとする。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年10月5日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>第2号様式の「本人確認欄」を空欄とすることで、今後起きうる住民票（広域交付）の記載事項の変更に対して、事務の効率化を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年9月議会 東大和市手数料条例 一部改正 ・文書課において審査済み 				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。